

『続日本紀』における自然記事：祥瑞・天文記事より見た『続紀』の史料性格に関する一試論

細井，浩志

<https://doi.org/10.15017/1904330>

出版情報：史淵. 134, pp.25-49, 1997-03-10. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



『続日本紀』における自然記事

——祥瑞・天文記事より見た『続紀』の史料性格に関する一試論——

細 井 浩 志

一、はじめに

『続日本紀』の自然記事の性格について、最近事実の忠実な反映とは見なさない論文が出されている。⁽¹⁾これは編纂物として、『続紀』の作為性を強調する立場に属する。社会現象とは違い自然現象は一定の法則に基づく繰り返しを期待されるので、『続紀』の自然記事の偏りはその作為性を論証するのに好都合であるかに見えるが、事態はもう少し複雑であろう。自然現象の持つ社会的性格と『続紀』の原史料の問題が関わってくるからである。そこで本稿は『続紀』の祥瑞・天文記事を取り上げて当該期に発生した現象との関係を考察し、それを基に『続紀』の史料性自体にも論及したい。

二、『続紀』の祥瑞記事

『日本三代実録』序が「祥瑞天之所_レ詐_二於人主_一」という様に、祥瑞は治政の正しさを証明するものであり、それ『続日本紀』における自然記事（細井）

だけに政治的な意図で史書から削除するケースが想定されうる。『三代実録』は「撮而悉載之」（全て載せる）方針を掲げるが、『続紀』祥瑞記事の分布は時期的に大きな偏りがある。柄浩司氏はこの点を取りあげて、『続紀』の編纂方針によりある時期の祥瑞は採録されなかったとするのである。では順に『続紀』の祥瑞記事を検討してみよう。

（A）編纂段階での作為性

『続紀』編纂過程については「類聚国史」巻一四七所引の延暦一三年八月癸丑「修国史成」上表文（以下延暦一三年表と略称）、『日本後紀』延暦一六年二月己巳条所引の「撰続日本紀」上表文（以下延暦一六年表）に詳しい。詳細については先学の研究に譲るが、とりあえず現在の通説をまとめてみると、①淳仁朝の曹案三十巻（『続紀』前半部分に該当）作成、②光仁朝石川名足・淡海三船・当麻永嗣による①の改訂、二十九巻撰上、③光仁朝石川名足・上毛野大川による天平宝字二年（^{七七九}）宝龜八年分の史書作成（『続紀』後半部分に該当）、④桓武朝藤原繼縄・菅野真道・秋篠安人による③の改訂、延暦一三年奏上、⑤繼縄ら④のメンバーによる宝龜九年（^{七七八}）延暦一〇年分の作成、奏上（延暦一三年以降一五年以前、これで現『続紀』の後半二十巻分が完成）、⑥菅野真道・秋篠安人・中科巨都雄による②の改訂、奏上（現『続紀』前半二十巻分完成、『続紀』編纂事業の終了）、となる。これを踏まえて祥瑞記事に作為が加えられた可能性を検討してみたい。

まず光仁・桓武朝における『続紀』編纂段階で、祥瑞を特に取捨選択したとは考えられない。称徳朝の神護景雲元年以降祥瑞記事は多数見られるからである。『続紀』が称徳朝の祥瑞を否定的に評価する場合は、祥瑞記事の削除ではなくてその欺瞞性を暴露するのである。道鏡が法王になるきっかけを作った舎利の祥瑞（天平神護二年一〇月壬寅条）は、神護景雲二年一二月甲辰条の基真左遷記事において、「先山階寺僧基真、心性無常（中略）至乃作毘沙門天像、密置数粒珠子於其前、稱為現仏舍利」と断じられている。一般に『続紀』の作為性が強調される背景には、桓武天皇による早良親王廢太子事件記事削除の強烈な印象があるのだが、彼は事件そのものを隠蔽したのでは

なく早良の怨霊を慰めるために左遷の詔勅官符焼却と同じ意味で、その罪を鳴らす記事を削除したのである。⁽⁴⁾

続いて問題となるのは『統紀』が淳仁朝の祥瑞記事を全く欠くことである。松木裕美氏・柄氏は称徳朝における修史事業の存在を想定するので、この時淳仁朝の祥瑞記事が削除された疑いがでてこよう。だがこの想定のは非は別として、淳仁朝が祥瑞記事を欠いているのを編纂段階の問題に帰さなくとも事態は説明可能である。なぜなら周知の通り淳仁朝は唐風化政策が極端に推進されていた時代だからである。

唐皇帝は伝統に則って善政の証である祥瑞を喜ぶ一方で、太宗の様に政治の実を尊び祥瑞をあえて軽視する態度をもつて天子の理想とした。⁽⁶⁾ 藤原仲麻呂は確かに太炊王立太子から淳仁即位にかけて瑞字の祥瑞を利用したが、⁽⁷⁾ 政権を確立した上は自らの理想に従ったとしても不思議ではない。傍証となるのは淳仁朝祥瑞軽視の基調が称徳朝初期まで持ち越されている事である。仲麻呂の乱平定翌年の天平神護改元は、祥瑞があれば称徳にとつて誠に都合のよい自己正当化の根拠となつたろうが、天平神護元年正月己亥条所載の改元勅には言及されていない。祥瑞が頻繁に報告されるようになるのは同二年一〇月の舍利出現と神護景雲元年八月の景雲による改元以降である。⁽⁸⁾ この二つの出来事を通じて国司たちは称徳・道鏡政権が祥瑞を珍重する事を見て取つて、その結果祥瑞奏上のラッシュとなつたというのが真相であらう。⁽⁹⁾

また淳仁朝と同様の事例は、同じく唐風化政策全盛時代の嵯峨朝及び嵯峨上皇の影響の強い時代にも現れている。『日本紀略』の『後紀』該当期のうちに弘仁^(八二五)六年以降の祥瑞記事は、極端に減少するのである。⁽¹⁰⁾ 『紀略』は基本的には祥瑞記事を採録しているので、多少の誤脱を考慮してもこれは著しい時代的特徴といわねばならない。『後紀』の成立年代にも問題はあるが編集方針変更は嵯峨紀以前と淳和紀の間、即ち弘仁^(八三三)一四年頃の記事を画期としており、弘仁五・六年を境とする変化を編集方針の問題とは見なしがたい。唐風好みの嵯峨が主導性を発揮した事で、祥瑞の献進が影を潜めたと考えるべきだろう。

なお光仁朝以降の修史事業において仲麻呂政治を否定する方向で宝字元年紀が改訂されたとする見解もあるが、⁽¹²⁾
宝字二年二月己巳条で大和守大伴稻公献進の「王大則并天下人此内任大平臣守昊命」という瑞字を博士に議させたところ、

咸云、臣守^二天下^一、王大則并。内任^二此人^一、昊命大平。此知、群臣尽^レ忠、共守^二天下^一。王大覆載、無^レ不^二兼并^一。聖上^レ肇^レ賢。内任^二此人^一。昊天報^レ德、命其大平者也。加以、地即大和神山、藤此^二当今幸輔^一。事已有^レ効。更亦何疑。との答えが返っており、これが事実上「当今幸輔」即ち仲麻呂顕彰をほとんど唯一の目的とした祥瑞であつた事が分かる。重要事件である天平宝字改元・道祖王廢太子・奈良麻呂派処分の正当性は、宝字元年三月戊辰・八月己丑の瑞字で説明されており、仮にこの見解を認めたとしても、光仁朝以降の修史で仲麻呂を正当化する祥瑞記事を削除してはいない事になる。

天平一三年から勝宝八歳にかけての祥瑞記事の数も、一六年間で七件と少ない。一般に曹案三十巻は仲麻呂の編纂⁽⁷⁴⁾と考えられているので、仲麻呂による橘諸兄政権下の祥瑞記事削除が疑われる。しかし橘諸兄が正三位右大臣として太政官首班に座つたのは天平一〇年正月壬午であり、当初天平一一年・一二年の元日奏瑞記事には赤鳥・白鳥及び白狐・白雉が、一一年三月癸丑条には神馬の献進された事が見えるなど祥瑞の数は決して少なくない。⁽⁷⁵⁾

ここで考えなければならないのが、養老四年の祥瑞献進制度改訂である。まず福原榮太郎氏は前年の祥瑞（一般には上瑞以下とされる）を正月に一括して天皇に報告する儀式が存在し、靈龜元年以前に元日朝賀に組み込まれた事を指摘している⁽¹⁴⁾ので、この儀式を便宜的に元日奏瑞と呼ぶ事にしよう。また東野治之氏・大隅清陽氏が指摘するように養老四年正月一日弁官口宣（儀制令集解8祥瑞条釈説所引）により、この時全ての祥瑞が献進後手続きを経てから翌年元日奏瑞を待たずに奏上される制度から、上瑞以下は元日奏瑞ではじめて一括奏上される制度に変わっている⁽¹⁵⁾。ところが諸兄政権期は元日廢朝の事例が多くて八ヶ年、正月の記事を大きく欠くのが二ヶ年もあり、これに伴い柄氏も

想定するように、元日奏瑞時に公表される予定だった祥瑞が何らかの事情で記録されなかった可能性が考えられるのである。すなわち仲麻呂によつて、諸兄政權下の祥瑞が削除されたと断する必要はない事になる。

なお柄氏は和銅六年及び靈龜元年元日奏瑞記事の掲載品目が前年の上瑞以下の祥瑞記事と一例も重なっていない事、元日奏瑞の事例を除けば例外と言える同日に複数の祥瑞が献進される事例が和銅六年以前に六例もある事、から『統紀』編纂時において靈龜元年以前の部分に関しては、献進記録が残つていてもその月日が不明確な祥瑞を、便宜的にある日の記事としてまとめて掲載する方針であつたと推測する。多数の祥瑞品目の献進が見える元日奏瑞記事も、その一つという事になる。しかし柄氏の言うように元日奏瑞時の記録に基づいて『統紀』祥瑞記事が書かれたのであれば、献進月日不明の祥瑞は全て翌年の元日奏瑞日に係けて記事化するはずであつて、それ以外の日に係けて記事化するのとは不自然であろう。従つて「常例」を改めた養老四年并官口宣より前は、ある程度日が接近して献進された祥瑞を、適当にまとめて奏上報告するケースがあつたと想定した方がよいだろう。更に和銅六年・靈龜元年元日奏瑞記事に現れる祥瑞の場合も、必ずしも月日不明のためこの日の記事として設定されたとは言えず、元日奏瑞当日まで奏上報告されなかつたものだと考える事が可能である。

以上『統紀』祥瑞記事の偏りは編纂段階での削除の結果ではなく、献進・認定された祥瑞の実情を反映するという想定が成り立ちうる事を論じた。

(B)『統紀』祥瑞記事の採録方針

『続日本紀』における自然記事（細井）

表Ⅰ『続紀』における褒賞記事を伴う祥瑞

種類	献進記事	褒賞記事
白鳩	文武 ^(六九) 三・三・甲子	同上
黄金	大宝 ^(七〇) 元・三・甲午	八・丁未
神馬	大宝 ^(七〇) 二・四・乙巳	同上
神馬	大宝 二・七・乙亥	同上
神馬・慶雲	慶雲 ^(七〇) 元・五・甲午	同上
赤鳥	慶雲 ^(七〇) 二・九・癸卯	同上
白鳩	慶雲 ^(七〇) 三・五・丁巳	同上
自然銅	和銅 ^(七〇) 元・正・乙巳	同上
嘉瓜？	和銅 ^(七〇) 三・七・丙辰	同上
玄狐	和銅 ^(七二) 五・七・壬午	九・己巳、庚午
慶雲・白雉	和銅 ^(七三) 六・二・乙巳	同上
慶雲	靈龜 ^(七一) 元・正・朔	正・癸巳
神龜	靈龜 元・八・丁丑	九・庚辰
醴泉	養老 ^(七一) 元・九・丙辰	一一・癸丑
神龜	養老 ^(七三) 七・一〇・癸卯	一〇・乙卯

神龜	天平 ^(七一九) 元・六・己卯	八・癸亥
神馬	天平 ^(七三二) 三・一二・丙子	一二・乙未
神馬	天平 ^(七三八) 一〇・正・朔	正・壬午
神馬	ナシ	天平 ^(七三九) 一一・三・癸丑
白亀	天平 ^(七四五) 一七・一〇・辛亥	天平 ^(七四六) 一八・三・己未
黄金	天平勝宝元 ^(七四九) ・二・丁巳	四・朔他
黄金	天平勝宝二 ^(七五〇) ・三・戊戌	同上、一二・癸亥
瑞字	天平宝字元 ^(七五七) ・三・戊辰	四・辛巳
瑞字	天平宝字元・八・己丑	八・甲午
瑞字	ナシ	天平宝字 ^(七五八) 二・二・己巳
舍利	ナシ	天平神護 ^(七六六) 二・一〇・壬寅、癸卯
慶雲 ^(三河)	神護景雲元 ^(七六七) ・八・乙酉	八・癸巳
慶雲 ^(その他)	ナシ	八・癸巳
白雉	神護景雲二 ^(七六八) ・六・癸巳	同上
白亀	神護景雲二・七・壬午	九・辛巳
白鳥	神護景雲二・八・己酉	九・辛巳

神馬	ナシ	九・辛巳
白鳩	ナシ (七六九) 神護景雲三・五・癸未	同上
白鹿	ナシ	神護景雲三・一一・壬辰*
白鹿・白雀	ナシ	(七七〇) 宝亀元・五・壬申、一〇・甲寅
白鳥・白雉**	ナシ	宝亀元・七・戊寅
白亀二	ナシ	宝亀元・一〇・朔、丁酉
白雉	宝亀 (七七二) 二・閏三・乙巳	同上
瑞字	宝亀 二・五・己酉	同上
白亀二	宝亀 (七七二) 三・一〇・戊午	同上
美雲	ナシ	(七八一) 天応元・正・朔
白燕	延暦 (七八四) 三・五・甲午	同上
赤鳥**	ナシ	延暦三・六・辛亥
赤雀	ナシ	(七八五) 延暦四・五・癸丑、六・癸酉
白雀	延暦 (七九二) 一〇・七・辛巳	同上

* 厳密には褒賞記事といたいが献進記事ではないので載せた。

** 「獲」とあるので、褒賞記事の日の献進とは見なさなかった。

まず褒賞記事（叙位・調庸免・赦等）を伴う祥瑞の一覧である、表Ⅰを見て貰いたい。表Ⅰ中で献進記事と褒賞記事が同一日のものをひとまずおくと、宝字元年^(七五七)以前は褒賞記事の有無に関わらず献進記事を載せていた事が分かり、両記事が同一日であるものも、多くは献進と同時に褒賞があつたと理解する事が可能である。例外は天平二十一年^(七三九)の神馬だけである。一方宝字二年以降は褒賞記事で祥瑞の詳細が述べられている場合は、献進記事を省略する。例外に見えるものもほぼこの原則内に納まるのである。まず神護景雲元年^(七六七)の三河国慶雲は八月癸巳条に三河国司への叙位記事があるのだが、八月癸巳条は京・伊勢国慶雲に関する称徳詔を主体としていて、これだけでは三河に慶雲が発生した事が分からないので、八月乙酉条を残したのであろう。

同二年九月辛巳条に褒賞記事のある祥瑞三例は少し複雑だが、原則は貫かれている。同日条には「勅、今年七月八日、得参河国碧海郡人長谷部文選所献白鳥」。又同月十一日、得肥後国葦北郡人刑部広瀬女・日向国宫崎郡人太伴人益所献、白亀赤眼、青馬白髮尾。」とある。ところが『統紀』には七月壬午（一日）条に「日向国献白亀」、八月己酉（八日）条に「参河国献白鳥」とあつて、九月辛巳条称徳勅とは矛盾する。新日本古典文学大系『統紀』四卷二二四頁脚注八の様に「七月八日」を八月八日の誤りだとすると、今度は白亀の献進記事と合わない。しかも称徳勅によると白亀は肥後国、神馬が日向国献進の様でもあり、七月壬午条と本当に合致するか疑わしくも見える。恐らく原史料自体にこの矛盾があつて、ために『統紀』編者は判断を保留し、白鳥と白亀の献進記事を削除しなかつたのだらう。この他献進・褒賞が同一日の記事の場合も、褒賞記事だけでは祥瑞の詳細が分からないためどここの誰が献進したかを書き加えたのではないかと推測される。

ところで右称徳勅の表記からみれば七月八日に白鳥が、続いて七月一日に白亀の奏上があつた事は動かし難いところである。『統紀』七月壬午条・八月己酉条の原史料の日付が誤記であつた可能性が高い。しかし両条の原史料が祥瑞報告用の奏文あるいは官司で実際に取り交わされた文書の案文であれば、内容を検討する事で何れの誤記である

かは明白となるので、『続紀』編者が迷う事はなかったろう。つまり原史料が七月壬午条・八月己酉条と九月辛巳条の白亀・白鳥を、同一の祥瑞かどうかを判断できない状態だったのであり、ここから前二条の原史料は綱文のみを掲げた編年体記録（例えば「七月十一日向国献白亀、八月八日参河国献白鳥」といった具合）が想定されるのである。新古典大系『続紀』四・三四二頁脚注一が指摘するように、宝亀二年三月朔条の大宰府白雉と閏三月乙巳条菅岐島白雉も同一事例である可能性が高いが、原史料が詳細を欠いた綱文のみであつたがために両方とも採録せざるをえなかつたと推測できる。また（A）で推測したごとく元日奏瑞中止により祥瑞が記録から脱落したなら、この編年体記録が治部省や弁官が作成した祥瑞リストとも考えがたい。その様なリストなら元日奏瑞とは関わりなく、全ての祥瑞が載っているはずだからである。『続紀』後半は石川名足等（『続紀』編纂段階③・藤原繼縄等（④⑤）による二段階の修史事業を経ているので、その編年体記録とは名足らによつて作成された史書である、という想定が一応成り立つ。

一方表Iを見ると、宝字元年紀は前半の原則通り褒賞記事と献進記事とともに載せている。編纂段階②及び⑥で前半部分を編纂した石川名足あるいは菅野真道・秋篠安人は、③・④⑤で後半部分に取り組んだ修史の有力メンバーであり、彼らが前後半で採録方針を変更した可能性は小さいと思われる。また議論はあるものの③以降の修史で始めて作成された可能性のある巻二〇宝字二年正月～七月部分に含まれる瑞字記事は、一例ではあるが巻二一以降同様献進記事を欠いている。つまり後半部分に対する前半部分の祥瑞採録方針の違いは、曹案三十巻の方針に規定されたためであり、現『続紀』の宝字元年紀はもとの曹案三十巻に基づいて復原されたと考えられるのである。

『続紀』祥瑞記事の採録は無定見なようにもみえるが、実は他の記事について一般に言われているように前半・後半でそれぞれ方針が定まつており、例外も恣意的な増補・削除によるのではなく、先行する史書に制約されつつ桓武朝での編纂が行われた結果だと思われるのである。

三、『統紀』の天文記事

『三代実録』序には「災異天之所^レ誠於人主」とあつて、災異は総じて治政の正しからざる事を示すため、祥瑞とは逆の政治的意図から史書より削除するケースが想定されうる。『三代実録』は「撮而悉載^レ之」方針であるが、本章では『統紀』について災異の一種である天文異変を素材に検討を行う。

(A) 日食記事

日食予報が始まったと想定される持統朝以来、光仁朝までの『書紀』『統紀』に記載される日食数は七五個で、実現したものはわずかに二〇個である。⁽¹⁹⁾この事は国史が日食予報は全て日食として載せ、不食も削除しなかったためだと考えられている。また『統紀』における各天皇治世下の日食数は、文武朝九個（足掛け一一年、年平均〇・八二）・元明朝一一個（九年、一・一二）・元正朝七個（二〇年、〇・七）・聖武朝二〇個（二六年、〇・七七）・孝謙朝三個（一〇年、〇・三）・淳仁朝四個（七年、〇・五七）・称徳朝七個（七年、一・〇〇）・光仁朝八個（二二年、〇・六七）・桓武朝三個（二一年、〇・二七）で、『統紀』全体にほぼまんべんなく分布しており、全体的には日食予報の実態を反映していると考えられる。

ただし孝謙朝と桓武朝については年平均発生回数が極端に少ないので、一こと言及しておきたい。まず桓武朝であるが延暦二年一月一日日食以降、六国史の日食記事は急に実現したものの数が増える。例えば光仁朝の日食記事八個のうち実現は二個、しかも宝龜七年四月一日日食は食分〇なので実現したかどうかは微妙であるのに対して、『統紀』『後紀』（『紀略』該当部分を含む）の桓武紀では一一個中一〇個が実現している。平城朝から淳和朝の天長八年三月以前の日食記事は一一個で、実現は八個である。実現しなかった四個も曇天で食不が確認できなかった可能性と、『後紀』にはあつた不食を示す記載が、『紀略』では省略されてしまった可能性がある。また六国史（『後紀』『統日本

後紀』『三代実録』）天長八年四月以降元慶元年三月以前の日食記事は四九個中実現がわずか一八個に激減するが、

(八七七)

(20)

『三代実録』元慶元年四月朔条によれば天長八年四月一日日食に際して夜日食（京都から見て夜実現した日食）奏上の指示が、参議南淵弘貞より陰陽寮に下されている。従つてこの間の実現しなかった日食記事は、曇天で確認できなかったもの及び夜日食と見なされたものが採録されたのだらう。細井はかつて日食の時期区分を、(一)元嘉・儀鳳

曆期（六九一―七六二、予報的中率二六・七％）、(二)大衍・宣明曆期（元慶元年以前、七六三―八七六、四八・三％）、

(三)元慶元―延喜一八年期（八七七―九一八、二二・一％）とした。⁽²¹⁾しかし本稿の論証から考えて、(一)持統朝日食

予報開始期―光仁朝（六九一―七八一、的中率二六・七％）：日食予報を全て国史に載せていた時期、(二)桓武朝―

淳和朝（天長八年三月以前、七八一―八三一、八一・八％）：不食が確認されたものは載せなかった時期、(三)天長

八年四月―元慶元年三月（八三一―八七七、四〇・〇％）：夜日食は奏上して国史に載せる事例があった時期、(四)

元慶元年四月―延喜一八年（八七七―九一八、二二・一％）：夜日食奏上・国史記載原則が確定していた時期、と改める方が妥当であらう。その後は昼に実現する事を前提に曆道が行った日食予報が、再び記録に残るようになる。

なお桓武朝を境とする日食に関する変化が、桓武の天命思想志向に関わることはほぼ動かせないと思うものの、具体的にはどの様な指示によるものなのかは余りはっきりしない。桓武は『続紀』編纂事業④で天平宝字二年―宝龜八

(七五八)

(七五七)

年、⑤で宝龜九年―延暦一〇年分を作らせているが、宝龜九年八月一日・同一〇年七月一日日食は実現しなかった。

(七七八)

(七九二)

これに関しては『続紀』⑤編纂部分の日食記事が直接依拠した原史料（日食予報のリストあるいは予報を登載した公

日記類など）における日食の記載が単に予報を載せるだけの形式から、桓武朝より結果・天候まで載せるスタイルに変更され、これに基づいて桓武朝については不食を削りえた可能性がまず考えられ、次に④段階においては③で編纂

された史書に制約されて予報記録を全て残し、⑤段階においては不食を削除する方針に切り替えたが、二つの日食に

関しては曇天で不食が確認できなかったがために残したという可能性が、右の日食時期区分とは若干ずれを生ずるが

一応考えられる。

何れにせよ現実に起こった日食を④⑤の編纂段階で否定しようとした訳ではないことは、光仁朝・桓武朝の日食が多数記載されている事からも明かである。従つて桓武朝の編纂事業は既存の日食記録に忠実であり、ただ自らに有利な事実（この場合は不食）は、積極的に取り入れたと評価する事ができよう。

ただし孝謙朝は問題である。孝謙朝三例の日食は全て不食なので、桓武朝の事例とは異なっている。編纂段階②以降でこの時期の日食記事が削除されたとは考え難いから、削除があつたとすれば称徳朝以前の出来事であろう。しかしその場合も、なぜ全て抹消しなかつたのかという疑問は残る。一方暦道が地球上で全く起こらなかつた日食を予報する事例は、ごく稀にしかない。ここに注目して Oppolzer により当時地球上で発生したとされる日食を予報機会として、その内のいくつが実際に予報されたかという観点で調べると、孝謙朝の予報数が他の時期に較べて不自然に少ないとも言ひ切れないのである。曹案三十巻の史料性とも関わる問題であり、よつて本稿では判断を保留しておきたい。⁽²²⁾

(B) 『統紀』天文記事と藤原広嗣上表文

さてその他の天文記事は天文博士観測に基づく天文密表が何らかの形で採録されたものであつて、暦博士の予報による日食記事とは制度を異にする。また『統紀』天文記事の分布には、かなり偏りがある。⁽²³⁾そこで日食以外の天文記事について、次に検討をしておこう。

『松浦廟宮先祖次第并本縁起』（新校群書類従）所載の藤原広嗣上表文については、古くは重野安鐸氏、次いで坂本太郎氏によって明快に後世の偽作と断ぜられ、⁽²⁴⁾以来その評価が定着している。しかし宮田俊彦氏が指摘するように上表文と『統紀』とは符合するところが多く、⁽²⁵⁾一方坂本氏自身が認めている通りこの上表文中には『統紀』の記事にないもので、当時の情報を伝えるものが含まれている。それは例えば射田であり、⁽²⁶⁾また天平二年十一月二七日の太白^(七三九)

（金星）^(七三三) 昼見記事である。ちなみに上表文は太白經天（白昼に南中する現象）について後掲aのごとく述べるが、文意は天平五年以降七年中六年、あるいは数字に誤りがあつて天平五年頃より毎年、太白經天が発生したという事であろう。そして金星昼見の好機は東方最大離角（外合からの経過日数二二日）頃から東方最大光輝（同二五七日）頃まで、及び西方最大光輝（同三二七日）頃から西方最大離角（同三六二日）頃までで、その前後をあわせておのおの約四〇日は観測が期待される。⁽²⁷⁾ 右述天平一一年の太白昼見記事は西方最大離角時の観測記録であり、前回の西方最大離角は金星の一会合周期五八四日前となる。これを基におおよその計算をしてみると、⁽²⁸⁾ 右記事以前の金星昼見は天平一一年七〇八月頃、^(七三九) 2天平一〇年三〇五月頃、^(七三八) 3天平九年二月〇正月頃、^(七三七) 4天平八年八〇九月頃、^(七三六) 5同四〇五月頃、^(七三五) 6天平七年正二二月頃、^(七三四) 7天平六年九〇一月頃、^(七三三) 8天平五年五〇六月頃、^(七三二) 9同二〇閏三月頃となり、あとはこれを毎年発見したか六ヶ年分を発見したかの問題なので、何れにせよ上表文の文言に合致すると言えよう。

このような視点で重野氏・坂本氏の批判を振り返ってみると、両氏の説は実は見かけほどは説得的でない事に気がつく。重野氏は上表文の災異記事が『続紀』に載っていない事を根拠とするが、むしろ太白昼見記事の如く『続紀』になくかつ実現した現象が載っている事は、上表文の信憑性の方を支持するのである。『続紀』記事と合わない災異記事を載せるのは、『続紀』完成以後においてはその真实性を疑わしむるので、この上表文の作成が少なくとも『続紀』前半が完成した延暦一六年より以前に遡る事を示唆する。なお重野氏が指摘するように上表文は、天平六年四月戊戌条の大地震及び天平九年の天然痘といった災害に触れていないが、これは広嗣の批判の対象が主として玄昉・吉備真備を重用しはじめた天平九年末以降の聖武天皇であつて、自分の父宇合ら藤原四子政權ではないからである。⁽²⁹⁾

坂本氏の批判は上表文における、ア同一字句の重複、イ書き方がよそよく哀情に欠ける、ウこの上表文が出された天平一二年の異変について今年二月ないし去二月と書かず「天平」十二年二月」と書いている、エ修飾過多、オ

軍備充実と減税という両立し難いことを要求する、カ玄昉が「大唐相師」から「當作天子也」と予言されて、帝位を狙っているとの非難は道鏡との混同（これは重野氏も主張）、キ掲げられている玄昉の行いが事実と較べて破戒無懺に過ぎる、ところにある。このうちアイウエが積極的な根拠になりえないのは明かであろう。広嗣が文人であつたという確かな証拠はなく、ましてや事の性格上彼一人で作成したとすれば、菅原道真のごとき文章にならなくとも致し方ない。また坂本氏が言うように『松浦宮縁起』は現在残っている写本が少ないため確認は困難ながら、アウなどの問題点は書写の段階で生じた可能性も考慮すべきである。現に後掲するcの「災」はどの様な種類の災（太白経天ではない）か明記されておらず、何らかの誤脱が予想されるのである。オも政治家の主張には往々にしてかくのものがあつて、相手を非難するときは根拠のない世情の悪評をも利用するのであつてキの批判も当たらない。残るはカだがキ同様、単なる噂としてはありうる。中国が易姓革命の国である事は、天平貴族たちにも分かつていただろう。むしろ上表文にカのごとき内容が含まれていたがため、『松浦宮縁起』本文作者は、玄昉と道鏡を混同したと想像される。上表文の偽造者がいたとすれば、それは延暦年間以前に活躍した人物で、天平当時の確実な史料を多数駆使しうる政府関係者に限定される。その偽造者が玄昉と道鏡を混同するとは逆に考えがたい。以上上表文は広嗣自身の作成である蓋然性が最も高く、万一偽造であつても個々の情報は極めて信頼に富むと言ひるのである。

さてこの広嗣上表文と『続紀』の天文記事を比較すると、対応性があることに気付く。上表文の天文記事関連部分进行分类して掲げると、「臣聞。皇之不極。謂之不諱。時則昊天示變丁寧。君上若改禍修德、転禍福。知而不改天則罰之。」とあつて、

a 然則天平五年及至十一年、並六箇歳、太白經天。（中略）

b 重以去天平十一年十一月廿七日太白昼見。在心度日。正午時、見未申。上有芒角、最可畏之。（中略）

c 天平十一年正月廿九日災可畏、大史所知、故不勞陳。

d 二月廿九日夜半、地震「蕭牆之内」者又詳也。大史所奏、故不煩重。

e 十二年二月、陰獸登樹、奪陽鳥之巢也。（後略）

となるが、これらは『続紀』記事にない。しかし注目されるのはc dで、cでは異変を太史即ち陰陽寮は天文密奏せず、dでは密奏したものの重大な天変ではないとしたのである。一見天変であっても大事件の前兆ではないとして、天文道が天文密奏しない事も珍しくない。また太白昼見・経天は注意深く観察していれば定期的に観測できるので全部を密奏する訳はなく、特に何かの前兆と判断したものだけを選んで密奏したに違いない。一方素人でも目の鋭い人が偶然金星昼見現象を見つけることはままあることで、⁽³²⁾広嗣は陰陽寮が天文密奏しなかった太白昼見を始めとする天文異変情報を得て、政府攻撃の材料としたのだろう。一方天文密奏が行われなかった、あるいは密奏で異変と認定されなかった天変に関しては政府記録に残らなかったがため、『続紀』に採録できなかったのである。逆に広嗣上表文は『続紀』天平五年正月戊申条「⁽⁷³³⁾熒惑入軒轅」以下、五つの天文異変を逸している。天文密奏は漏洩禁止なので広嗣は原則としてこれらを知らないはずであってc dの情報を得たのが特別なのであり、やはり当時の実情に合っている。

なお地震も天文密奏の対象である。唐の事例としては『唐会要』（世界書局）四二・地震に「貞元⁽⁷⁹⁷⁾十三年七月乙未、司天監奏「今日午時地震」。從東來須臾而止。」とあり、『旧唐書』（中華書局標点本）天文志・下も地震を採録する。日本の場合も例えば『御堂関白記』（大日本古記録）寛弘四年二月二二日条に「天文博（土）吉昌・奉平地震奏持来。」とあり、奏文の実例は『安倍泰親朝臣記』（改訂史籍集覧・神道大系）に永万二年六月二一日のものが載っている。従って天文現象、及び天文密奏の対象である地震に関しても『続紀』は災異として報告されたものは載せ、報告されなかったものは載せていないのであり、⁽³⁵⁾天文・地震記事の分布の偏りは、全般的にはその時々天文密奏の実情を反映していると考えられる。

(C) 『統紀』 編纂と天文記事

養老雜令8秘書玄象条には天文密奏について、「若有^レ徵祥災異、陰陽寮奏。訖者季別封進^レ中務省、入^レ国史^一。」「所^レ送者、不得^レ載^レ占言^一。」とある(「内は本注」。従つて現『統紀』天文記事は、天文密奏の案文及びこれを資料とする編纂段階①②③の史書等を基に作られており、個々の天文記事が全般的に正確なのは当然であつて、むしろ少数ながら天象に合わないものがある事の方が検討課題とならう。『統紀』中唯一天象に全く合致しない事が確認できるのは神龜二年閏正月戊子(三日)条「夜、月犯^レ填星^一」であるが、この記事が同月壬寅(一七日)条「請^レ僧六百人於宮中、誦^レ大般若經。為^レ除^レ災異^一也。」の下にある事が注目される。戊子条は本来は壬寅条の分注なのだらう。天象には合致するが神龜五年八月丁卯(四日)条「太白經^レ天^一」も、直前の同月丙戌(二三日)条「天皇御^レ東宮。緣^レ皇太子病、遣^レ使奉^レ幣帛於諸陵^一。」の分注だった可能性があらう。となると後者はたまたま正確な情報だったが、両者とも信用できる一次史料(最も信頼性が高いのが天文密奏)以外の史料に基づき、分注として挿入した事が推測できるのである。ではこの分注はどの編纂段階で施されたものであらうか。

『統紀』前半部の分注は、柳宏吉氏により原記録に既にあつたものと及び仲麻呂の編纂事業で書き入れられたものと推測されて以来、この評価が定着している。ところが十八巻巻頭の「宝字称徳孝謙皇帝」の分注「出家帰^レ仏。更不^レ奉^レ諡。因取^レ宝字二年百官所^レ上尊号^一称^レ之。」は「諡」とある以上、称徳死後に付されたものと考えた方が好からう。これと天平九年九月己亥条「諱」の分注「天宗高紹天皇」(光仁天皇)を併せるなら、前半部の分注も多くは桓武朝に加えられたと見ること可能である。第二章(A)で『統紀』が称徳朝における舍利祥瑞について、記事そのものは残した上でその欺瞞を暴露する文言を補足的につけ加えた事例を指摘した。これは光仁朝における上総国神馬の偽造記事を載せ(宝龜三年七月辛丑条)、大宝建元をもたらしした文武朝の対馬貢金(大宝元年三月甲午条)の真相を八月丁未条分注で「年代曆曰、於^レ後五瀬之詐欺發露^一」と暴いた手法に通ずる。従つてこの大宝元年八月丁未条分

注も、宝龜三年七月辛丑条などと同時期、即ち光仁朝以降に書かれた可能性があらう。

『統紀』の編纂過程を考えても、その時期は桓武朝の最終編纂段階⑥がふさわしい。というのも延暦一三年表ではこの前半部分に関して「記注不_レ味、余烈存焉。」とあり記述が十分あるとみており、延暦一六年表の段階になつてはじめて「所_レ有曹案卅卷、語多_二米塩_一、事亦疎漏」とされ「細語常事、理非書策者、並從略_レ諸。」となつた。従つて桓武朝最終段階の修史で多くの記事が省略された結果、現『統紀』前半のごとく分量が減り、それを「臣等搜_二故実於司存_一、詢_二前聞於旧老_一、綴_二叙殘簡_一、補_二緝欠文_一。」（延暦一六年表）という事で補つた一環として、分注が施されたと事情を推測できるのである。

同様の作業として『統紀』是年条採録が考えられる。表Ⅱを見ると是年条は重要事件を拾っている事が分かる。しかも中には大宝元年^(七〇一)の首親王（聖武天皇）誕生のごとく、係日が分かっているならそこに記事を設定すべきものが含まれる。淳仁朝の編纂段階なら聖武が死んでまだ間がなく、誕生日が不明という事もないだらう。^(七〇)また長期間継続する天文異変に関しても、『統紀』は特定の日にかけて記事にするのが通例である。『統紀』に係日記事として頻出する太白昼見・経天は、氣象条件にもよるが最大四〇日ほど観測が可能であるし、神龜元年七月丁丑条にも「自_二六月朔_一至_二是日_一、熒惑逆行」^(七〇)とある。従つて宝龜元年是年条の彗星記事は異例で、これも信頼性の高い原史料（天文密奏あるいは編纂段階③で作られた史書）とは別の史料にあつたものを、称徳崩御に関連づけて卷三〇の最後に付加したのであらう。是年条の中にはその年の総括記事という性格を持つものもあるが、同時にどれも年内の係日記事に漏れた情報を含んでおり、係日記事に対する補注的な機能を多分に持っている。

表Ⅱ『統紀』是年条（——は年内係日記事にない情報、「」内は分注）

大宝 ^(七〇二)	元	是年、夫人藤原氏誕「皇子」也。
慶雲 ^(七〇四)	元	是年夏、伊賀・伊豆「二国疫」。並給「医・藥」療之。
慶雲 ^(七〇五)	二	是年、諸国廿飢疫。並加「医・藥」賑恤之。
慶雲 ^(七〇六)	三	是年、天下諸国疫疾。百姓多死。始作「土牛」、大饑。
天平 ^(七三三)	五	是年、左右京及諸国飢疫者衆。並加「賑貸」。
天平 ^(七三五)	七	是歲、年頗不稔。自「夏至」冬、天下患「豌豆瘡」〔俗曰「裳瘡」〕。天死者多。
天平 ^(七三七)	九	是年春、疫瘡大發。初自「筑紫」来、經「夏涉」秋。公卿以下天下百姓、相繼没死、不可「勝計」。
		近代以来、未「之有」也。
天平 ^(七四六)	一八	是年、渤海人及鉄利惣一千一百余人、慕「化」来朝。安「置」出羽国、「給」衣糧「放還」。
天平勝宝六 ^(七五四)		是年八月、風水。畿内及諸国「一十」、百姓産業損傷。並加「賑恤」。
天平「宝字」八 ^(七六四)		是年、兵旱相仍、「米石千錢」。
天平神護二 ^(七六八)		是年、民私鑄錢者、先後相尋、配「鑄錢司」驅役。普皆着「鈴於其鉢」、以備「逃走」。聽「鳴追捕焉」。
宝龜 ^(七七〇)	元	是年六・七月、彗星入「於北斗」。
宝龜 ^(七七七)	八	是冬不「雨」。井水皆涸。出水宇治等川並可「揭厲」。
延暦 ^(七九〇)	九	是年秋冬、京畿男女年卅已下者、悉発「豌豆瘡」〔俗云「裳瘡」〕。臥疾者多。其甚者死。天下諸国往々而在。

ところで東大寺大仏開眼に関わる天平勝宝元年一月・二月は錯簡が多く、^(七四九)これらが『統紀』最終編纂段階で東大寺提出の文書に基づいて作成された事が、つとに水野柳太郎氏から指摘されている。^(四)しかしこの部分は錯簡なのだろうか。東大寺からの提出文書に基づく一月己酉（一九日）・甲寅（二四日）条、二月戊寅（二八日）・丁亥（二七日）条を一月・二月記事の末尾に置いたのは、単に干支順にするのを忘れたのではなくて本来の政府記録に基づくものではないために、わざとここに置いたと考えることができる。また勝宝元年二月の箇所に突如「天平廿一年二月丁巳」で始まる一条がくるのは、編纂時に生じた錯簡にしては余りにもお粗末であり、私は注記としての指標を残すためにわざとこの様な表記にしたのだと推測する。編纂段階①②③で作成された史書を土台に桓武朝の編纂が行われた際、式部省作成の功臣伝・内乱の事発日記・官庫保管の詔勅官符他の政府公式記録⁽⁴²⁾によって『統紀』の本文自体の増補もなされたのであろうが、東大寺が自己の利益を主張するために提出した要求文書のごとき二次史料から直接書き込むときは、分注・是年条の如く補注的な体裁をとるのが原則ではなかったかと思われる。

以上の想定が許されるなら、現『統紀』は桓武朝の正統性を主張しようとする一方で、歴史的事実そのものばかり強く尊重する作品であつたと評価されるのである。

四、結　　び

少なくとも桓武朝の作品として見る限り、『統日本紀』は祥瑞・災異として政府に報告されそう認定されたものに關しては、一定の原則のもとに全て載せているのである。また先行する史書やその他の原史料をふまえて基本的事実は事実として載せ、主張があれば批評を書き加えるのが桓武朝『統紀』編者の編纂姿勢であつたと思われ、誤脱はあつても重要事項に関する編纂時の意図的な削除はなかつたものとみなされる。そもそも災異記事自体は、どの天皇の治世にもそれなりに現れており、⁽⁴³⁾傾向としては『統紀』後半部分に比して前半部分は少ないものの、これは「事亦疎漏」

と評される曹案三十巻の不備によるものと言えよう。その意味で一定の史料操作は必要であろうが、全般的には八世紀に発生した自然現象の状況を読みとる事は可能だと思われる。また以上の『統紀』の性格は、自然記事以外にも当てはまるのではなからうか。⁽⁴⁾

この他本稿では右の論証にともなつて『統紀』祥瑞記事の採録原則が前半・後半でそれぞれ定まっている事、桓武朝以降淳和朝天長八年三月まで不食が確認された日食は国史に採録されなかつた事、『松浦廟宮先祖次第并本縁起』所載の藤原広嗣上表文は造作でない可能性が高い事、『統紀』分注・是年条等補注的記事の多くが桓武朝最終段階の修史でほどこされた可能性が高い事などを述べた。

『統日本紀』研究の蓄積は誠に膨大で、あるいは触れるべくして逸した先学の論考があるやもしれず、また本稿で引用する際に曲解した恐れもなしとしない。論旨不合理な点と併せて厳しいご指摘を賜りたい。

〔注〕

- (1) 祥瑞については柄浩司「六国史の祥瑞記事について」(『中央史学』一〇、一九八七)。以下断らない限り柄氏の説は本論文による。地震については安田政彦「統日本紀」にみえる地震記事」(『統日本紀研究』三〇〇、一九九六)など。
- (2) 大町健「統日本紀」の編纂過程と巻構成」(『日本史研究』一五三、一九八三) 森田悌「統日本紀」の編纂過程」(『日本歴史』四三〇、一九八四。のち『日本古代律令法史の研究』(一九八六、文献出版)所収) 笹山晴生「統日本紀と古代の史書」(新古典大系『統紀』一、一九八九)などを参照。
- (3) 同年八月乙酉条・癸巳条の景雲は改元に関わるから特別としても、九月朔条五色雲・同二年正月乙卯条白鹿・六月癸巳条白雉・七月壬午条白鹿・八月己酉条白鳥・九月辛巳条神馬・十一月壬申条白鼠・同三年五月癸未条白鳩・十一月壬辰条白鹿・宝龜元年五月壬申条白鹿及び白雀・七月戊寅条白鳥及び白雉と、称徳崩御まで多種多様な祥瑞記事が掲載されている。
- (4) この経過については坂本太郎「六国史」(一九七〇、吉川弘文館)二〇六頁以下を参照。
- (5) 松本「日本書紀から統日本紀へ」(『東京女学館短期大学紀要』四、一九八二) 柄「光仁・桓武両朝の歴史編纂について」(『日本歴史』四九八、一九八九)。両氏は延暦一三年表中の「簡策」の中に、称徳朝編纂の史書が含まれるとみる。

- (6) 東野「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」（『日本歴史』二五九、一九六九）大隅「儀制令における礼と法」（笹山晴生先生還暦記念会『日本律令制論集』上、一九九三、吉川弘文館）。
- (7) この経過については多くの論著があるが、さし当り岸俊男『藤原仲麻呂』（一九六九、吉川弘文館）をあげておく。
- (8) 注（3）を参照。
- (9) 余りの祥瑞の多さに称徳は祥瑞獲得の難易をその種類ごとに量定奏聞せよと指示している（宝龜元年五月壬申条。^(七七〇)
- (10) 弘仁元年より五年までの五年間の祥瑞は七例、一方弘仁六年より天長一〇年までの一九年間は九例であり、しかもその内の『紀略』弘仁一〇年七月丙申条「京中白竜見。有暴風雨。損民屋。」は祥瑞ではない可能性もある。^(八一九)
- (11) 山本信吉「日本後紀の編纂過程」（『新訂増補国史大系月報』五一、一九六六）松崎英一「日本後紀編纂過程の研究」（竹内理三博士古稀記念会『続律令国家と貴族社会』一九七八、吉川弘文館）を参照。
- (12) 中西康裕「天平宝字元年紀について」（『続紀研究会』『続日本紀の時代』一九九四、塙書房）。
- (13) 柳宏吉「続日本紀の最初の稿本について」（『日本歴史』六二、一九五三）・「続日本紀の成立」（『続紀研究』一〇一―一四・五、一九六三）以来の通説で、最近の例としては注（2）諸論文を参照。
- (14) 福原「祥瑞考」（『ヒストリア』六五、一九七四）。
- (15) 東野・大隅注（6）論文参照。^(七四四)
- (16) 天平一六・一七・一八・一九・二〇年、天平勝宝元・五・七年は元日廢朝。天平勝宝三年は正月戊戌（二四日）条、同八歳は二月丙戌（二日）条から始まる。^(七四九)
- (17) 文武元年九月丙申条・同二年七月乙亥条・慶雲元年七月丙戌条・和銅六年十一月丙子条・一二月乙巳条。^(六九七)
- (18) 延暦一六年表は曹案三十巻が「尽宝字元年丁酉」であると明言するが、現『続紀』巻二が淳仁即位の宝字二年八月より始まる事から、例えば柳「続日本紀の成立」（注（13）参照）、最近では松木・柄注（5）論文などが、曹案三十巻の最後を宝字二年七月とする。一方大町注（2）論文等は延暦一六年表通りとする。^(七五八)
- (19) 各日食の食不については渡辺敏夫『日本・朝鮮・中国一日食月食宝典』（一九七九、雄山閣）日食記録対照表・細井「古代・中世における暦道の技術水準について」（『史淵』一三二、一九九五）を参照。
- (20) 当該係日記事になく、後述『三代実録』元慶元年四月朔条に出てくる天長八年四月一日日食は除く。
- (21) 細井注（19）論文参照。

(22) この点については別稿を準備している。

(23) 日食の模様も天文密奏されるのだが、不食であつても後掲雜令にもあるように詳しくは国史に載せられないため、結局予報がそのまま国史日食記事となつたのであらう。国史に載せるべくして、予報がないため記事とならない事例は注(20)を参照。なお天文記事分布の偏りと政治史との関わりについては、細井「日本古代国家による天文技術の管理について」(『史淵』一三三、一九九六)を参照。本節はその補強である。

(24) 重野『右大臣吉備公伝纂釈』(一九〇二、吉備公保廟会事務所)上・六二頁以下、「奈良朝史」第二章(『重野博士史学論文集』中、一九三八、雄山閣)坂本「藤原広嗣の乱とその史料」(『坂本太郎著作集』三、一九八九、吉川弘文館。初出は一九六八)。

(25) 宮田「吉備真備」(一九六一、吉川弘文館)第三章。

(26) 橋本裕「射田の制度的考察」(『律令軍団制の研究』一九八二、橋本裕氏遺稿集刊行会)を参照。

(27) 齊藤国治『国史国文に現れる星の記録の検証』(一九八六、雄山閣)第四章。

(28) 齊藤国治『古天文学』(一九八九、恒星社)第四章・『古天文学の道』(一九九〇、原書房)第七章・齊藤注(27)書第IV章を参照。

(29) 暦日は湯浅吉美『日本暦日便覧』(一九八八、汲古書院)を利用した。次のようである。天平五年…大月(三〇日)は二・五・七・八・一〇・一一、閏三月あり。同六年…正・三・六・八・一〇・一一・一二。同七年…二・四・七・九・一一・閏一一、閏一一月あり。同八年…正・二・四・七・九・一一。同九年…正・二・三・五・八・一〇・一二。同一〇年…二・三・五・七・八・一〇・一二、閏七月あり。同一一年…二・四・五・七・九・一一。なお本稿の計算はもちろん精確なものではなく、齊藤『古天文学の道』(注(28))第七章によれば、実際の会合周期は平均値の前後約三・五日のバラツキがあるのだが論旨に支障のない誤差であらう。

(30) 玄昉が特に重んぜられるようになったのは、天平九年二月丙寅に聖武の母藤原宮子の病氣を癒してからである。なお宮田注(25)書第三章を参照。

(31) 上表文は天平九年以前に遡る太白経天に關しては、「皇之不極」を天が予兆するものとして採っていると考えられる。

(32) 例えば『後二条師通記』(大日本古記録)永長元年八月一日三条を参照。この思想的背景については細井「天文異変と暦道」(『Museum Kyushu』四五、一九九三)を参照。

- (33) この点については、九州大学理学部の山岡均氏の御教示を受けた。
- (34) これに関する法制については細井注(23)論文を参照。
- (35) 勿論災害をもたらすほどの大地震であれば、天文密奏とは無関係に天皇に奏上報告されるであろう。なお地震は大地と月の結びつき（両者とも陰の要素が強い）から天文異変と見なされる事が、永万二年の奏文などから分かる。
- (36) 齊藤注(27)書第Ⅱ章。
- (37) 柳「統日本紀の分註について」（『日本歴史』八三、一九五五）。分注が後世の繰入でない点は熊谷公男「位記と「定姓」」（『統紀研究』一八三、一九七六）を参照。
- (38) 『統紀』前後半の文章の量が大きく違う事については和田行弘「『統日本紀』編纂と同書所載宣命」（『古代史の研究』二、一九八〇）・大町注(2)論文を参照。
- (39) 神亀元年の聖武即位前紀に「和銅七年^(七四)六月、立為「皇太子」。于時年十四。」とあるので、これから逆算したのかもしれない。なお彼の皇太子某王の誕生は神亀四年閏九月丁卯条に明記されており、聖武天皇生存当時なら彼の誕生日もはっきりしていたと思われる。
- (40) 以上齊藤注(27)書第Ⅱ～Ⅳ章参照。なおもう一つの例外として天應元年^(七八二)六月「是月、大白昼見」がある。これも是年条と同じ基準で採録されたのだろう。
- (41) 水野「統日本紀編纂の材料について」（『ヒストリア』二八、一九六〇）。
- (42) 功臣伝については林陸朗「統日本紀」の「功臣伝」について（『坂本太郎博士古稀記念会「統日本古代史論集」中、一九七二、吉川弘文館）、事発日記の史料については鬼頭清明「統日本紀の原史料について」（『古代木簡の基礎的研究』一九九三、塙書房）を参照。その他熊谷注(37)論文は位記案・授位簿、早川庄八「統日本紀の任官記事」（『日本古代官僚制の研究』一九八六、岩波書店）は大間書の使用を指摘する。
- (43) 村山修一「日本陰陽道史総説」（一九八一、塙書房）第三章第一・二表を参照。
- (44) 中西康裕「『統日本紀』と道鏡事件」（『日本史研究』三六九、一九九三）は、『統紀』道鏡事件関連記事の矛盾に注目してこの事件を『統紀』編者の捏造と断ずるが、和氣氏提出の資料に基づくと考えられる『後紀』延暦^(七九八)一八年二月乙未条和氣清麻呂薨伝が称徳の中立性と道鏡の横暴をことさらに強調する点を勘案すると、『統紀』記事も同類の資料（道鏡事件の事発日記？）

に基づく記述ではないかと思われる。平野邦雄『和氣清麻呂』（一九六四、吉川弘文館）一〇四頁以下が指摘するように清麻呂・広虫は称徳の寵臣で、彼女を悪人とする事は兩人にとつて必ずしも好ましくない。ために道鏡を皇位につけようとした称徳の主体性がぼかされ、結果中西氏の指摘するような不自然な記述になったのではなからうか。

なお本稿では六国史・『類聚国史』、『日本紀略』、『令集解』は新訂増補国史大系を使ったが、『続日本紀』は新日本古典文学大系本を既刊分四巻までは基本とした。養老令は日本思想大系『律令』を使った。

（付記）先に発表した拙稿「日本古代国家による天文技術の管理について」（『史淵』一三三、一九九六）注（16）では「古代日本における祥瑞の位置づけについて」（発表予定）において予定の論証を、本稿で行っている。お詫びして訂正します。